

お客さま 各位

佐野信用金庫

栃木県内の金融機関における相続事務共通化に伴う  
当金庫相続手続きの一部見直しについて

日頃より当金庫にご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、当金庫の預金等取引の相続に際し、相続人の方の手続きに係るご負担を低減化するために、標記の栃木県内金融機関※の相続事務共通化に伴う庫内の相続事務手続きの一部を見直しましたので、下記のとおり通知します。

※当金庫のほか、足利銀行、常陽銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合の全11金融機関で相続事務の一部が共通化となります。

記

1. 見直し日（以下各項共通）

2023年10月2日（月）

2. 相続事務の主な見直し内容

(1) 手続き様式の共通化

相続手続きに際し、相続人の方より提出を受ける「相続届兼相続人代表者選任届出書」の様式を、共通化に参加している金融機関全11行庫共通様式で取扱います※。

※参加金融機関で同一の様式での届出は可能ですが、複数金融機関で相続を行う際は各金融機関に原本の提出が必要（コピー対応不可）となりますのでご注意ください。

(2) 提出資料の有効期限の共通化

相続手続きの際に添付資料としてご提出いただく公的証明書（例：印鑑証明書）の有効期限は、全金融機関共通で6カ月となります。

3. その他当金庫独自の変更事項

栃木県内の金融機関における相続事務共通化と併せて、当金庫独自に相続事務取扱の一部を以下のとおり変更いたします。

(1) 相続財産管理人口座開設手数料の創設

相続において、相続財産管理人が選任され、当該管理人が相続預金の受入・管理用に当金庫に預金口座を開設する際には、1口座当たり11,000円（消費税10%、1,000円を含む）の口座開設手数料を申し受けます。

(2) 相続預金が少額時の手続き方法の一部変更

手続き方法の一部変更内容は、相続の相談を受け付けた際に、被相続人様の預金残高等を確認の上で個別にご案内いたします。

以 上